

答申個第21号

平成26年10月9日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月29日付け南福護第1067号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の個人情報非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第26号）

## 1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報非開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成25年9月5日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「異議申立人の母に係る京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定した保護経過記録票のうち、平成20年2月12日付け及び平成22年10月8日付けの部分」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、「保護経過記録票（京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号）平成20年2月12日付け及び平成22年10月8日付けの部分」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、本件公文書を開示しないとの個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成25年9月18日付けでその旨及びその理由を以下のとおり異議申立人に通知した。

関係機関等からの情報提供に係る記載部分及び当該発言を行った関係機関の担当者の氏名については、開示することにより、当該関係機関の担当者のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなるなど、生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第16条第2号及び第7号に該当）

- (3) 異議申立人は、平成25年11月18日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

## 3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 実施機関の主張

個人情報非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 生活保護事務について

生活保護事務は、生活保護法（以下「法」という。）に基づき、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する

とともに、その自立を助長することを目的」（法第1条）として実施される。

保護は、「利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ」（法第4条第1項）、また、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う」（法第8条）とされている。

したがって、生活保護事務の実施においては、要保護者の需要及びその資産・収入を正確に把握することが必要である。このため、要保護者の自主的な申告に加え、「資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、…雇主その他の関係人」といった要保護者以外の第三者に対して調査を行う（法第29条）ことが欠かせない。

また、「自立の助長」（その人らしく自己決定し、社会に適応することの支援）という法の目的を達成するためには、医療機関をはじめとした関係機関から、要保護者の身体状況等に係る情報を得ることが欠かせない。これらの情報は、（働いて収入を得る）能力や身体的・社会的な自立の可能性を客観的に評価し、「被保護者に対して、生活の維持、向上、その他保護の目的達成に必要な指導又は指示」（法第27条第1項）を適切に行うにあたっての基礎資料となるものである。

## (2) 本件公文書について

### ア 本件公文書の概要

本件公文書は、京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号の規定に基づき、被保護者ごとに作成される記録であり、被保護者への指導等が継続的に行われるために活用され、その保護の要否や程度の決定（金銭や現物により保護を給付する行政処分決定）内容や決定の根拠が記載されている文書である。

本件公文書には、異議申立人の母の生活歴、保護の要否及び程度の決定（金銭や現物により保護を給付する行政処分決定）内容や決定の根拠、支援の方針及び経過、異議申立人の母との面談記録、医療機関をはじめ関係機関や第三者から提供を受けた情報、実施機関内における審議・過程の内容等が時系列に記録されている。

### イ 条例第16条第2号及び第7号該当性について

関係機関等からの情報提供については、関係機関の担当者が、実施機関に対して、異議申立人及び異議申立人の母との関係について内心を率直に表したものであり、かつ主観的要素を交えた異議申立人及び異議申立人の母に係る評価や関係者との面談内容を、外部に開示しないことを前提として、関係機関の任意の協力により得られた情報である。

そのような部分を開示すると、当該関係機関の担当者のプライバシーを侵害するおそれがあるとともに、当該関係機関との信頼関係を損ない、実施機関が当該関係機関から保護の実施に必要な情報を収集することが困難となる。また、異議申立人及び異議申立人の母と関係機関等との間に誤解や無用の不信感を生む等、結果として、今後、適切な生活保護事務の実施に必要な情報が関係機関等から得られないこととなり、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

ウ なお、本件請求に係る部分は、異議申立人の母が平成23年1月17日付け及び平成2

3年5月30日付けで異議申立てを行った個人情報一部開示決定において非開示とした部分であり、審査会から平成23年10月18日付け答申個第2号及び同日付け答申個第3号において、非開示が妥当との判断を得ているものである。

## 5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 条例第16条第2号該当性について

実施機関が非開示とした情報について、そもそも異議申立人及び異議申立人の母に係る情報であるので、条例第16条第2号に規定した非開示情報に該当しないことは明らかであるのであるが、「通常他人に知られたくないと認められるもの」か否かについての検討以前に、異議申立人は決定に係る非開示とした情報である第三者の氏名等を知るところとなっている。

したがって、非開示とした情報について、異議申立人が知る情報に過ぎず、「プライバシーが侵害される」こと自体が成立しない。

### (2) 条例第16条第7号該当性について

実施機関は、非開示の理由として「当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなる」としているが、そもそも条例第16条第7号アないしオの「次に掲げるおそれ」について規定していないのであるから、条例第16条第7号アないしオの非開示情報に該当しない。

条例第16条第7号に規定した「次に掲げるおそれその他」の定義の「その他」とは条例第16条第7号アないしオの規定では想定できない特段の事情のみに適用される解釈となることは明らかであり、更に生活保護事務について述べるならば一般的な行政事務に過ぎないのであるから「当該関係機関等との信頼関係を損ない、今後の処遇判断に必要な情報を収集できなくなる」ことについて条例第16条第7号の規定に該当しない。

なお、実施機関は、非開示の理由を「生活保護事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、「支障」の程度は名目的なものであり、また、「おそれ」も法的保護に値する程度の蓋然性もないので、条例第16条第7号に規定した非開示情報に該当しないことは言うまでもない。

## 6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件公文書について

本件公文書は、異議申立人の母に係る保護経過記録票の一部であり、関係機関の担当者の発言が記録されており、その中には異議申立人及び異議申立人の母に係る情報が記録されて

いる。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、本件公文書は、関係機関の担当者が、実施機関に対し、異議申立人及び異議申立人の母との関係について内心を率直に表したものであり、主観的要素を交えた評価内容等を外部に開示しないことを前提として、関係機関の任意の協力により得られた情報であり、開示することにより、当該関係機関の担当者のプライバシーを侵害するとともに、当該関係機関との信頼関係を損ない、今後、適切な生活保護事務の実施に必要な情報が関係機関から得られないこととなり、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張するので、この点について検討する。

イ 本件公文書に記載されているのは、関係機関の主観的要素を交えた異議申立人及び異議申立人の母に係る評価内容等を含む発言内容及び当該発言を行った関係機関の担当者名である。この発言内容から、本件公文書は、担当者の氏名を含め、当該関係機関の担当者にとって通常他人に知られたいと認められるものであり、開示することにより、当該関係機関の担当者のプライバシーを侵害するおそれがあるととともに、当該関係機関との信頼関係を損ない、今後、実施機関が関係機関から生活保護の実施に必要な情報を収集し、又は協力を得ることが困難となるとともに、異議申立人と関係機関との間に誤解や無用の不信感を生む等、適切な生活保護事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第16条第2号及び第7号に該当すると判断する。

(3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年11月29日 諮問（諮問個第26号）  
12月24日 実施機関からの理由説明書の提出  
平成26年 2月12日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第8回会議）  
9月 8日 審議（平成26年度第4回会議）  
10月 9日 審議（平成26年度第5回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）